

# 賃金個人台帳

[ 年 月分 ]

氏名

扶養  
( 人 )

## 所定内賃金の計算

$$\text{日当} \text{ 円} \times \text{就労日数} \text{ 日} = \text{今月の所定内賃金 [A]} \text{ 円}$$

## 時間外手当(残業代)の計算

$$\text{時間外手当の時間単価} \text{ 円} \times \text{残業時間} \text{ 時間} = \text{今月の時間外手当 [B]} \text{ 円}$$

## その他手当など事業主任意負担分を含む賃金合計の計算

課税対象の手当など 合計 [C]	内訳				
	( )	( )	( )	( )	( )
円	円	円	円	円	円

非課税対象の手当など 合計 [D]	内訳	<small>社会保険の標準報酬月額(算定基礎)にあたっては、原則、所得税上で非課税の手当等も賃金に含めます。</small>			
	( )	( )	( )	( )	( )
円	円	円	円	円	円

$$[A] + [B] \text{ 円} + [C] + [D] \text{ 円} = \text{今月の賃金合計 [E]} \text{ 円}$$

↳ 経理台帳「賃金」欄に転記

## 法定福利費・本人負担額の計算

【標準報酬月額 円】

保険の種類	月額保険料	法定福利費	本人負担額
協会けんぽ	円	円	円
厚生年金 (下段: 児童手当拠出金)	円	円	円
雇用保険	円	円	円
合計		円	[F] 円

↳ 経理台帳「法福」欄に転記

## 源泉所得税額の計算

この賃金台帳で源泉税額を計算する場合、国保料の控除は年末調整で行うようになります

$$[E] \text{ 円} - [D] \text{ 円} = \text{課税対象賃金 [G]} \text{ 円}$$

$$[G] \text{ 円} - [F] \text{ 円} = \text{賃金のうち所得税の対象となる額} \text{ 円} \Rightarrow \text{源泉所得税額 [H]} \text{ 円}$$

↳ この額を源泉徴収税額表に当てはめると税額がわかります

## 支給額の計算

$$[E] \text{ 円} - [F] \text{ 円} - [H] \text{ 円} = \text{今月の支給賃金} \text{ 円}$$